

第1条関係

吹田市立高齢者いこいの家条例施行規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、吹田市立高齢者いこいの家条例（昭和62年吹田市条例第37号）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(開所時間)</u></p> <p>第2条 吹田市立高齢者いこいの家（以下「いこいの家」という。）の開所時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、<u>開所時間を短縮し、又は延長することができる。</u></p> <p><u>(休所日等)</u></p> <p>第3条 いこいの家の<u>休所日</u>は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、<u>臨時に開所し、又は休所することができる。</u></p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 <u>(前号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>(使用の申請)</p> <p>第4条 いこいの家を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書 <u>(様式第1号)</u> を市長に提出しなければならない。ただし、個人で<u>使用する場合は、使用簿 (様式第2号) に必要事項を記載することにより、これに代えることができる。</u></p> <p><u>(使用の許可等)</u></p> <p>第5条 市長は、前条の申請書又は使用簿に記載された内容を適当と認めるときは、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、吹田市立高齢者いこいの家条例（昭和62年吹田市条例第37号）の施行に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p>第2条 高齢者いこいの家（以下「いこいの家」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、<u>開館時間を短縮し、又は延長することができる。</u></p> <p><u>(休館日等)</u></p> <p>第3条 いこいの家の<u>休館日</u>は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、<u>臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第4条 いこいの家の<u>施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、個人で使用しようとする者は、使用しようとする日の当日に使用簿に氏名、年齢、住所及び電話番号を記載することにより、これに代えることができる。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、代表者及び担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）</u></p> <p><u>(使用許可書の交付及び提示)</u></p> <p>第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があ</p>

現 行	改 正 案
<p><u>使用を許可する。この場合において、同条の申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書（様式第3号）を交付する。</u></p> <p>2 <u>使用者（前項の規定による使用の許可を受けた者をいう。ただし、本項、次条第1項及び第7条においては、使用許可書の交付を受けた者に限る。）は、いこいの家を使用する際に使用許可書を提示しなければならない。</u></p> <p>（使用内容の変更）</p> <p>第6条 <u>使用者は、許可された使用内容の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書（様式第5号）を交付する。</u></p> <p>（使用の取消し）</p> <p>第7条 <u>使用者は、いこいの家の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届（様式第6号）に第5条第1項後段又は前条第2項の規定により交付された許可</u></p>	<p><u>ると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。</u></p> <p>2 <u>使用許可書の交付を受けた者は、いこいの家の施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。</u></p> <p>（特別の設備の設置等）</p> <p>第6条 <u>いこいの家の施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がその提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に係る費用は、全て当該設置し、又は使用しようとする者の負担とする。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。</u></p> <p>（使用内容の変更）</p> <p>第7条 <u>使用許可書の交付を受けた者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u></p> <p>2 <u>市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。</u></p> <p>（使用の取消し）</p> <p>第8条 <u>使用許可書の交付を受けた者は、いこいの家の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>書を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(使用者の守るべき事項)</p> <p><u>第8条</u> 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 許可なく物品の販売等を<u>しない</u>こと。</p> <p>(3) -----略-----</p> <p><u>(4) 使用終了後施設又は附属設備等を原状に復すること。</u></p> <p><u>(5) その他職員の指示に従うこと。</u></p> <p>(入室の要求)</p> <p><u>第9条</u> -----略-----</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p><u>第10条</u> -----略-----</p> <p><u>(運営審議会)</u></p> <p><u>第11条</u> 吹田市立高齢者いこいの家運営審議会(以下「運営審議会」という。)の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(5) }</p> <p><u>第12条</u> 運営審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p><u>2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。</u></p>	<p><u>容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p> <p>(3) <u>取消しの理由</u></p> <p>(使用者の守るべき事項)</p> <p><u>第9条</u> <u>いこいの家の施設を使用する者(以下「使用者」という。)</u>は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 所定の場所以外<u>の場所</u>において火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 許可なく物品の販売等を<u>行わない</u>こと。</p> <p>(3) -----略-----</p> <p><u>(4) その他職員の指示に従うこと。</u></p> <p>(入室の要求)</p> <p><u>第10条</u> -----略-----</p> <p><u>(使用後の点検)</u></p> <p><u>第11条</u> 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p><u>第12条</u> -----略-----</p> <p><u>(運営審議会)</u></p> <p><u>第13条</u> 吹田市立高齢者いこいの家運営審議会(以下「運営審議会」という。)の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(5) }</p>

現 行	改 正 案
<p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>第13条 運営審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第14条 運営審議会の庶務は、<u>福祉部高齢福祉室高齢者いこいの家</u>において処理する。</p> <p>第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営審議会に諮つて定める。</p>	<p>第14条 運営審議会の庶務は、<u>いこいの家</u>において処理する。</p> <p>第15条 運営審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>第16条 運営審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第17条 前2条に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営審議会の意見を聴いて定める。 (指定管理者の指定)</p> <p>第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書</p> <p>(3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類</p> <p>(4) 団体の概要を記載した書類</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

現 行	改 正 案
	<p>2 市長は、条例第12条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。</p> <p><u>(指定期間)</u></p> <p>第19条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。</p> <p><u>(指定管理者の遵守事項)</u></p> <p>第20条 指定管理者は、市民がいこいの家の施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p> <p>第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第12条第3項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p><u>(1) 法人その他の団体でなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 条例第12条第2項の指示に従わないとき。</u></p> <p><u>(3) 前条の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(選定委員会の委員の委嘱)</u></p> <p>第22条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</p> <p><u>(1) 学識経験者 1人以内</u></p> <p><u>(2) 市内の福祉関係団体又は公共的団体等の代表者 2人以内</u></p> <p><u>(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第16条 -----略-----</p>	<p>内 <u>(4) 社会保険労務士その他労務管理に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</u> 内 <u>(選定委員会の委員長及び副委員長)</u> <u>第23条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</u> <u>2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。</u> <u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>(選定委員会の会議)</u> <u>第24条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</u> <u>2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</u> <u>3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>(選定委員会の意見の聴取等)</u> <u>第25条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u> <u>(選定委員会の運営に関する事項)</u> <u>第26条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。</u> <u>(選定委員会の庶務)</u> <u>第27条 選定委員会の庶務は、いこいの家において処理する。</u> <u>(申請書等の様式)</u> <u>第28条 この規則に規定する申請書等の様式は、福祉部長が定める。</u> (委任) 第29条 -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>様式第1号</p> <p>吹田市立高齢者いこいの家使用許可申請書</p> <p>-----略-----</p>	
<p>様式第2号</p> <p>吹田市立高齢者いこいの家使用簿</p> <p>-----略-----</p>	
<p>様式第3号</p> <p>吹田市立高齢者いこいの家使用許可書</p> <p>-----略-----</p>	
<p>様式第4号</p> <p>吹田市立高齢者いこいの家使用内容変更許可申請書</p> <p>-----略-----</p>	
<p>様式第5号</p> <p>吹田市立高齢者いこいの家使用内容変更許可書</p> <p>-----略-----</p>	

現 行	改 正 案
<p>様式第6号</p> <div data-bbox="154 314 1084 445" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p>吹田市立高齢者いきいの家使用取消届</p><p>-----略-----</p></div>	

第2条関係

吹田市立高齢者いこいの家条例施行規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
<p>(運営審議会)</p> <p><u>第13条 吹田市立高齢者いこいの家運営審議会(以下「運営審議会」という。)の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>高齢者 3人以内</u></p> <p>(2) <u>福祉関係者 2人以内</u></p> <p>(3) <u>市内の公共的団体の代表者 2人以内</u></p> <p>(4) <u>学識経験者 1人以内</u></p> <p>(5) <u>市民 2人以内</u></p> <p><u>第14条 運営審議会の庶務は、いこいの家において処理する。</u></p> <p><u>第15条 運営審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>第16条 運営審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</u></p> <p><u>2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>第17条 前2条に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営審議会の意見を聴いて定める。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p><u>第18条 -----略-----</u></p> <p><u>2 市長は、条例第12条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。</u></p> <p>(指定期間)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p><u>第13条 -----略-----</u></p> <p><u>2 市長は、条例第11条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。</u></p> <p>(指定期間)</p>

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
<p>第19条 -----略----- (指定管理者の遵守事項)</p>	<p>第14条 -----略----- (指定管理者の遵守事項)</p>
<p>第20条 -----略----- (指定の取消し等)</p>	<p>第15条 -----略----- (指定の取消し等)</p>
<p>第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>条例第12条第3項</u>の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>法人その他の団体</u>でなくなったとき。</p> <p>(2) <u>条例第12条第2項</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(選定委員会の委員の委嘱)</p>	<p>第16条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>条例第11条第4項</u>の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>条例第11条第1項</u>に規定する団体でなくなったとき。</p> <p>(2) <u>条例第11条第3項</u>の指示に従わないとき。</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(<u>読替え</u>)</p> <p>第17条 <u>指定管理者がいこいの家の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条並びに第12条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p>(選定委員会の委員の委嘱)</p>
<p>第22条 -----略----- (選定委員会の委員長及び副委員長)</p>	<p>第18条 -----略----- (選定委員会の委員長及び副委員長)</p>
<p>第23条 -----略----- (選定委員会の会議)</p>	<p>第19条 -----略----- (選定委員会の会議)</p>
<p>第24条 -----略----- (選定委員会の意見の聴取等)</p>	<p>第20条 -----略----- (選定委員会の意見の聴取等)</p>
<p>第25条 -----略----- (選定委員会の運営に関する事項)</p>	<p>第21条 -----略----- (選定委員会の運営に関する事項)</p>
<p>第26条 -----略----- (選定委員会の庶務)</p>	<p>第22条 -----略----- (選定委員会の庶務)</p>
<p>第27条 選定委員会の庶務は、<u>いこいの家</u>において処理する。</p>	<p>第23条 選定委員会の庶務は、<u>福祉部高齢福祉室</u>において処理する。</p>

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
<p>(申請書等の様式)</p> <p><u>第28条</u> -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p><u>第29条</u> -----略-----</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p><u>第24条</u> -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p><u>第25条</u> -----略-----</p>